平成28年 第2回 6月(定例)中 間 市 議 会 会 議 録(第3日)

平成28年6月24日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成28年6月24日 午前10時00分開議

日程第 1 発言取り消しの件

日程第 2 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成28年 度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号))

(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 3 第32号議案 平成28年度中間市一般会計補正予算(第1号)

日程第 4 第33号議案 平成28年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1号)

(日程第3~日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 5 第34号議案 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を 改正する条例

日程第 6 第35号議案 中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正 する条例

日程第 7 第36号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(日程第5~日程第7 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 8 第37号議案 中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する 条例

(日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 9 第38号議案 中間市道路線の認定について

日程第10 第39号議案 中間市道路線の変更について (日程第9~日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第11 第40号議案 救助工作車の購入について

(日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第12 意 見 書 案 高校生の政治的自由を求める意見書 第 6 号

(日程第12 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第13 意 見 書 案 介護職員の処遇改善を求める意見書 第 7 号 (日程第13 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第14 意 見 書 案 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書 第 9 号

(日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第15 意 見 書 案 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書 第 1 1 号

(日程第15 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第16 意 見 書 案 介護保険制度における軽度者への給付の見直しに関 第 1 2 号 する意見書

(日程第16 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第17 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

| 1番 | 堀田 | 英雄君 | | 2番 | 植本 | 種實君 |
|-----|----|-----|---|-----|-----|------|
| 3番 | 田口 | 善大君 | | 4番 | 小林 | 信一君 |
| 5番 | 宮下 | 寛君 | | 6番 | 青木 | 孝子君 |
| 7番 | 田口 | 澄雄君 | | 8番 | 掛田る | るみ子君 |
| 9番 | 草場 | 満彦君 | 1 | 10番 | 中尾 | 淳子君 |
| 11番 | 山本 | 慎悟君 | 1 | 12番 | 佐々オ | 大晴一君 |
| 13番 | 安田 | 明美君 | 1 | 4番 | 中野 | 勝寛君 |
| 15番 | 原田 | 隆博君 | 1 | 16番 | 下川 | 俊秀君 |
| 17番 | 井上 | 太一君 | 1 | 19番 | 米満 | 一彦君 |

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

説明のため出席した者の職氏名

 市長
 松下
 俊男君
 副市長
 後藤
 哲治君

 教育長
 増田
 俊明君
 総務部長
 園田
 孝君

 総合政策部長
 藤崎
 幹彦君
 市民部長
 柴田精一郎君

 保健福祉部長
 小南
 敏夫君
 建設産業部長
 間野多喜治君

事務局出席職員職氏名

 事務局長
 西村
 拓生君
 書
 記
 八汐
 雄樹君

 書
 記
 熊谷
 浩二君
 書
 記
 池田
 恭君

午前9時57分開議

〇議長(堀田 英雄君)

おはようございます。ただいまの出席議員は18名で、定足に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。なお、 本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 発言取り消しの件

〇議長(堀田 英雄君)

これより、日程第1、発言取り消しの件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、議題に関係いたします佐々木晴一君の退席を求めます。

(佐々木議員 退席)

〇議長(堀田 英雄君)

佐々木晴一君から、6月16日の本会議における発言について、一部不適切な部分がありましたので、会議規則第62条の規定により、これを取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。お手元に配付した資料のとおり、発言の取り消しを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、佐々木晴一君からの発言の取り消し申し出を許可する ことに決しました。

佐々木晴一君の入場を許可します。

(議員席に着席)

〇議長(堀田 英雄君)

佐々木晴一君に申し上げます。発言取り消しの件については、許可することに決しました。

日程第2. 承認第3号

〇議長(堀田 英雄君)

次に、日程第2、承認第3号の専決処分を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

〇市長(松下 俊男君)

承認第3号平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)につきま

しては、平成28年5月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専 決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げます。

平成27年度の中間市特別会計国民健康保険事業の決算を調製いたしましたところ、歳 入総額にあっては68億2,500万円、また、歳出総額にあっては80億6,640万円 となり、差し引き12億4,130万円の不足が生じました。

これを補填するため、平成 2 8年度補正予算といたしまして、歳出につきましては、 11 款の前年度繰り上げ充用金に、また、歳入につきましては、 11 款の諸収入に、それ ぞれ 12 億 4 , 13 8 万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ 81 億 5 , 401 万円といたしました。

なお、平成27年度単年度決算につきましては、524万円の黒字決算となっております。

平成27年度の単年度決算が黒字となりました要因といたしましては、歳入におきまして、不足が生じましたことに伴い、一般会計から保険税及び医療費支援繰入金といたしまして、法定外繰入金を1億8,500万円繰り入れしたことによるものでございます。平成26年度の同繰入金は7,500万円でございましたので、平成27年度におきましては、1億1,000万円増額をいたしております。

しかしながら、歳出におきまして、C型肝炎の高額な新薬が保険適用されたことなどが要因となり、保険給付費が約1億7,500万円増加いたしましたことから、累積赤字の大幅な解消には至っておりません。

次に、歳入におきまして、平成27年度の国民健康保険税率を改定をし、また、収納率につきましても、一般被保険者現年収納率が平成26年度90.65%に対しまして、平成27年度92.69%と、2.04ポイント上昇しており、歳入の確保を図りましたものの、先ほど申し上げましたとおり、保険給付費が大幅に増加したことに伴いまして、歳入不足となっているところでございます。

今後も、国民健康保険税の徴収強化及び国民健康保険税率の見直し等を検討するとともに、保健事業を充実をし、市民の健康増進を推進することによりまして、医療費の適正化に努め、国民健康保険財政の健全化を図ってまいる所存でございます。

ご審議の上、どうぞご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〇議長(堀田 英雄君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより承認第3号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

〇議長(堀田 英雄君)

全員起立であります。よって、承認第3号は承認することに決しました。

日程第3. 第32号議案

日程第4. 第33号議案

〇議長(堀田 英雄君)

次に、日程第3、第32号議案及び日程第4、第33号議案の平成28年度各会計補正 予算2件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀君。

〇総合政策委員長(下川 俊秀君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、平成27年度3月補正予算において、本年度への繰越事業としてシティプロモーション事業等が計上されておりましたが、財源である地方創生加速化交付金が不採択とされましたことから、事業内容を見直し、本年度予算として再計上するものが主な内容となっており、歳入歳出それぞれ1億530万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ179億4,640万円とするものであります。

まず、歳入の主なものとしては、国庫支出金において、地方創生加速化交付金が3,800万円、地方創生の深化のための新型交付金、いわゆる地方創生推進交付金が50万円、それぞれ追加されております。また、補助対象事業の確定により社会資本整備総合交付金が560万円増額されている一方、武道場天道館トイレ改修助成金が750万円減額となっております。

次に、歳出の主なものは、総務費において、本市出身の著名人に関連するイベントや本

市のPRを行うシティプロモーション事業に3,500万円、なかまブランドプロデュース事業に300万円、連携中枢都市圏北九州都市圏域の17市町で実施するPRイベント連携事業の負担金として50万円、また、北九州市と連携して世界遺産登録施設をわかりやすく説明し、来訪・見学を促すための事業に50万円が、それぞれ追加されております。

教育費においては、平成28年度当初予算に計上されておりました武道場天道館のトイレ改修事業について、財源としていたスポーツ振興くじ助成金の対象外となったことから、事業費を750万円減額し、市の単独事業として実施することになっております。

討論において委員から、「連携中枢都市圏は、施設やサービスを中枢の拠点都市を中心 として連携していくという考え方であることから、その負担金を含む予算については反対 する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

〇議長(堀田 英雄君)

次に、安田明美市民厚生委員長。

〇市民厚生委員長(安田 明美君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳出につきましては、民生費において、民間保育所深坂保育園の老朽化施設の改善と受け入れ児童の増員を目的とした建てかえ工事に対する補助事業として4,930万円が計上されております。

また、児童扶養手当の額の変更に伴うシステム改修委託料として、430万円が計上されております。

次に、歳入につきましては、深坂保育園の整備事業に対する国庫補助金として4,350万円が計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第32号議案は、全員賛成で、原案どおり可決すべき であると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

〇議長(堀田 英雄君)

最後に、佐々木晴一産業消防委員長。

〇産業消防委員長 (佐々木晴一君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第33号議案平成28年度中間市

公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について審査を行いましたので、その概要と 結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の内容は、まず、歳入において下水道事業費国庫補助金が1億3,140万円、公共下水道事業債が2億9,740万円増額されております。これは国庫補助金の確定に伴い、補助金額が当初予算を上回ったことによる補正となっております。

また、一般会計繰入金が1,110万円増額されており、これは公共下水道事業費の増額に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

次に、歳出におきまして、委託料が1億1,960万円増額されており、これは下水道 事業を行うための実施設計委託料となっております。また、工事請負費が3億2,040万 円増額されており、これは公共下水道や雨水管の整備を行うための工事請負費となっております。

以上により、歳入歳出それぞれ4億4,000万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,372万円とするものでございます。

以上が当委員会に付託された議案の概要であります。

最後に、採決しました結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

〇議長(堀田 英雄君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

〇議員(7番 田口 澄雄君)

第32号議案平成28年度中間市一般会計補正予算(第1号)について、反対討論をいたします。

2款総務費1項総務管理費6目企画費19節負担金補助及び交付金に50万円の予算が計上をされていますが、これは3月議会で可決された連携中枢都市圏北九州都市圏域形成を進めるための具体的な予算です。都市圏構想の内容自身が公共施設やサービスの拠点を中枢拠点都市に移し、地方の一極集中を進める動きです。これは、既に失敗したと言われる広域合併を後追いするものであり、中間市の自立性を阻害するものです。中間市には中間市としてのよさがあり、また、中間市の特徴を生かした市政を独自に進めるべきだと考えます。

よって、このような内容を含む一般会計の補正予算には反対いたします。

〇議長(堀田 英雄君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

これにて討論を終結いたします。

これより第32号議案及び第33号議案の平成28年度各会計補正予算2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第32号議案平成28年度中間市一般会計補正予算(第1号)を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

〇議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、第32号議案は、委員長の報告のとおり可決することに 決しました。

次に、第33号議案平成28年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を 採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第33号議案は、委員長の報告のとおり可決すること に決しました。

日程第5. 第34号議案

日程第6. 第35号議案

日程第7. 第36号議案

〇議長(堀田 英雄君)

次に、日程第5、第34号議案から日程第7、第36号議案までの条例改正3件を一括 して議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。

安田明美市民厚生委員長。

〇市民厚生委員長(安田 明美君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第34号議案及び第35号議案並びに第36号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。初めに、第34号議案中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、福岡県のひとり親家庭等医療費支給制度が平成28年10月1日に

改正されることに伴うものです。

改正の内容でございますが、まず、従来、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象となっておりました小学校1年生から小学校6年生までの児童について、子ども医療費助成制度の対象とするものです。

次に、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象外となります所得制限について、従来、母子家庭の母または父子家庭の父等の前年の所得が児童扶養手当法施行令に規定する額を超える場合に助成の対象外としておりましたが、この額以上の場合に助成の対象外とするものです。

最後に、児童扶養手当法の改正に伴い、同法を条例で引用しております部分について、 改正するものです。

なお、条例の施行日につきましては、福岡県の制度改正の施行日に合わせ、平成28年 10月1日となっております。

次に、第35号議案中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、福岡県の重度障がい者医療費支給制度が平成28年10月1日に改 正されることに伴うものです。

改正の内容でございますが、まず、重度障害者医療費助成制度の要件を満たす3歳以上の乳幼児及び児童について、子ども医療費助成制度または重度障がい者医療費助成制度のいずれかを選択できるようにするものです。

次に、入院時における自己負担額の負担日数の上限について、3歳から12歳までの助 成対象者において、1月当たり20日を上限としていたものを7日を上限とするものです。

最後に、重度障がい者医療費助成制度の対象外となる所得制限について、3歳から 12歳までの助成対象者において、従来、本人またはその扶養義務者の所得額が特別児童 扶養手当等の支給に関する法律施行令に規定する額以上の場合に助成の対象外としており ましたが、その扶養義務者の所得額が児童手当法施行令に規定する額以上の場合に助成の 対象外とするものです。

なお、施行日につきましては、福岡県の制度改正の施行日に合わせて、平成28年 10月1日となっております。

次に、第36号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、「建築基準法施行令の改正」及び「小規模保育事業A型に係る職員 資格の変更」に伴うものです。

改正の内容でございますが、まず、建築基準法施行令の改正を受けまして、本条例で引用しております部分についても同様の改正を行うものです。

次に、小規模保育事業A型に係る職員資格について、本条例の附則において、国の基準

に合わせて変更するものです。

なお、施行日につきましては、公布の日となっております。

討論において、委員から「小規模保育事業A型に係る職員資格について、保育士資格がなくても保育士と同等の知識、経験を有するものを保育士とみなし配置するのではなく、すべて保育士資格を有するものを配置すべきである」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第34号議案、第35号議案は全員賛成で、 第36号議案は賛成多数で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

〇議長(堀田 英雄君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

〇議員(6番 青木 孝子君)

第36号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について反対討論いたします。

子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、新たに導入される小規模保育、また、事業所 内保育などの家庭的保育の各事業の認可基準を定めるものです。これらの事業は待機児童 の解消を目的として設置されます。

この条例第6条において、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

また、第7条では、幼稚園教諭もしくは小学校教諭、また、養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができると明記されていますが、各事業所の保育者は全て保育士資格とするべきです。認可保育所と比較すると、無資格者の多い、認可外保育施設の死亡事故の件数は多く、リスクの高い無資格者の保育は避けるべきです。

さらに、子どもの安全を考えて小規模保育等の設置は原則2階までとし、耐震基準を設けることも検討課題とすべきです。

以上のことから、この条例に反対をします。

〇議長(堀田 英雄君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

これにて討論を終結いたします。

これより第34号議案から第36号議案までの条例改正3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第34号議案中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第34号議案は、委員長の報告のとおり可決すること に決しました。

次に、第35号議案中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第35号議案は、委員長の報告のとおり可決すること に決しました。

次に、第36号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

〇議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、第36号議案は、委員長の報告のとおり可決することに 決しました。

日程第8. 第37号議案

〇議長(堀田 英雄君)

次に、日程第8、第37号議案中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

下川俊秀総合政策委員長。

〇総合政策委員長(下川 俊秀君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第37号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

この条例は、世界遺産に登録された遠賀川水源地ポンプ室やフットパス事業による観光 客の増加を市内の経済活性化につなげるため、観光客や市民が市内を散策し、本市にある 多くの観光資源にも気軽に触れていただくためのレンタサイクル及び音声ガイドサービス端末を整備するものであります。

条例の内容といたしましては、まずレンタサイクル用自転車等は地域交流センターで貸し出しを行うこと、1回の使用期間は1日とすること、使用料については、1回の使用につき、電動アシスト自転車は700円、普通自転車及び音声ガイドサービス端末はそれぞれ500円とすること、などが定められております。

なお、条例の施行日については、平成28年7月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

〇議長(堀田 英雄君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより、第37号議案中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第37号議案は、委員長の報告のとおり可決すること に決しました。

日程第 9. 第38号議案

日程第10. 第39号議案

〇議長(堀田 英雄君)

次に、日程第9、第38号議案及び日程第10、第39号議案の市道路線2件を一括して議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

佐々木晴一産業消防委員長。

〇産業消防委員長 (佐々木晴一君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案及び第39号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第38号議案中間市道路線の認定について、申し上げます。

今回認定される路線は、鳥森4号線、御館8号線、太師台7号線及び太師台8号線の 4路線であります。

まず、鳥森4号線につきましては、中央一丁目地内の開発行為に伴い帰属を受け、認定するものでございます。

次に、御館8号線につきましては、県道中間停車場線、御館・通谷線及び御館・成王寺線と接道するJR中間駅前ロータリーにおきまして、駅前広場としていた場所が全路線の区域外でありましたことから、周辺の交通安全及び道路維持管理の確保のために認定するものでございます。

次に、太師台7号線及び太師台8号線につきましては、過去に行われた深坂一丁目地内の開発行為に伴い帰属を受け、認定するものでございます。

次に、第39号議案中間市道路線の変更について、申し上げます。

今回、変更となる路線は、御館・成王寺線の1路線であります。

この路線につきましては、第38号議案で提案されております御館8号線の市道認定に伴い、起点位置が南側に移動いたしますことから区域変更を行うものとなっております。

以上が当委員会に付託された議案の概要であります。

最後に、採決しました結果、第38号議案、第39号議案ともに全員賛成で原案どおり 可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

〇議長(堀田 英雄君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより、第38号議案及び第39号議案の市道路線2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第38号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第38号議案は、委員長の報告のとおり可決すること に決しました。

次に、第39号議案中間市道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第39号議案は、委員長の報告のとおり可決すること に決しました。

日程第11. 第40号議案

〇議長(堀田 英雄君)

次に、日程第11、第40号議案救助工作車の購入についてを議題とし、産業消防委員 長の報告を求めます。

佐々木晴一産業消防委員長。

〇産業消防委員長(佐々木晴一君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案救助工作車の購入について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

現在、消防本部に配備してある救助工作車は、平成5年に購入し、23年が経過しております。経年劣化によるふぐあいが車両や搭載資機材等に生じています。

消防及び救助能力の向上並びに本市における各種災害への的確な対応を図るためには、 救助工作車を更新し、最新の救助資機材を導入する必要がありますことから救助工作車の 購入に至ったということでございます。

購入に当たりましては、平成28年度予算に計上し、議決をしておりまして、5月12日に予定価格を1億3,751万9,316円とし、7社による入札の結果、キンパイ商事株式会社福岡支店が1億3,500万円で落札しましたことから、同日付で同社と仮契約を締結しているところでございます。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決しましたところ全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。 よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

〇議長(堀田 英雄君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより、第40号議案救助工作車の購入についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第40号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第12. 意見書案第6号

〇議長(堀田 英雄君)

次に、日程第12、意見書案第6号高校生の政治的自由を求める意見書を議題とし、提 案理由の説明を求めます。

田口澄雄君。

〇議員(7番 田口 澄雄君)

意見書案第6号高校生の政治的自由を求める意見書案についての提案理由を申し述べます。

高校生の政治的活動については、1969年に全面禁止の通知がありまして、文部科学省では、昨年の10月にこれを改定する新たな通知を出しました。これは、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げされ、高校生の一部も18歳になれば選挙権が発生するためです。学校内外での禁止という文言はなくなりましたが、学校外での政治活動については、あれこれの条件をつけていますが、結局禁止制限を強調しており、政治的という概念のあやふやさも含め、解釈しにくいものとなっています。

こうした今回の文部科学省の通知は、高校生の政治的活動を禁止、制限し、それを一定の範囲内に押し込めようとするものであり、憲法違反は明白です。日本国憲法では、こうした自由権について、全て国民はとか、何人もという言葉で表現しており、国民の政治に参加する権利を年齢等で制限はしていません。

今回の通達は、学校等の施設内では法に基づく秩序維持が排除され、特別権力が働くという考え方であり、これは戦前の大日本帝国憲法に基づく、特別権力関係論です。現日本 国憲法下では、学説としてもすたれた考え方です。 早速愛媛県では、この通知に基づいて、全ての高校で政治活動の届け出制が導入されました。届け出ということになりますと、何が政治的なのか、何が問題なのかの判断も校長先生の一存に任せることになります。

また、届け出ること自体が、自分の思想信条を知られることにもなり、就職や進学に影響するのではないかという恐怖心を抱かせることにもなります。

国内では、大阪府や愛知県では届け出制を不要という立場をとっていますが、文部科学 省は届け出制を容認していますので、採用する県もふえるのではないかと危惧されます。

我が国は、国連の子ども権利条約を批准をしていますが、第12条意見表明権や第13条表現の自由、第15条結社・集会の自由という点でも条文に反する違法な対応です。 諸外国では、こうした、べからず対応ではなく、あくまでも、個の発展という考え方に 徹しています。赤井書店発行の「子どもと家族にやさしい社会フィンランド」では、「フィンランドの子どもは、3歳や4歳でも堂々と自分の意見を言います。小さいときから民主主義が徹底しているのです」と書かれています。

それに比べると、日本では、よく外国に留学した青年の話を耳にしますが、何かの問題や日本の戦前について、意見を言わない、わからないという青年が多いそうです。外国では子どものときから、あなたはどう思うのかが問題にされ、個の成長が社会の利益でもあるということを大前提として教育がなされていますので、日本の青年のこのような態度は理解されないと聞いています。ましてや、日本のように戦前の自国のことについて、何も知らないことで済まされているのは日本の未来にとっても不幸です。もっと政治を、そして、日本の歴史をリアルに学ばせるべきです。

若者は、今後の日本を背負う大事な人材です。自由な討論の中で、みずから未来を切り 開いていく力をつけなければ、この国の未来も危ういものです。何でもかんでもべからず で抑え込むのではなく、もっと積極的に個としての発展を保障すべきです。

以上のことから、高校生の政治的自由を求める意見書案について、議員諸氏の賛同を求め、提案説明を終わります。

〇議長(堀田 英雄君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

〇議員(9番 草場 満彦君)

そもそも18歳選挙権への引き下げと学校現場を混乱させないための国の指導、措置というのは別物だと考えております。意見書案の本文の中に、一番最後に、「以上のことから、国を通じたこうした指導は行わないように求めます」とありました。国が、政府が、学校現場の混乱をさせないための措置をとるのは当然のことと考えます。

よって、本意見書案には反対をいたします。

〇議長(堀田 英雄君)

ほかにありませんか。青木孝子さん。

〇議員(6番 青木 孝子君)

賛成討論です。

今回の文部省が通達いたしました高校生の政治的活動を禁止、制限する通知につきましては、文科省の見解の表明でありまして、拘束力はありません。また、行政機関に対する通知であって生徒や保護者とは無関係であります。また、トラブルが生じた場合は、通知の違憲、違法については裁判所が判断するということですので、自主的なそういうものは大いに、高校生であろうとも政治的自由を認めるということで、私は賛成いたします。

〇議長(堀田 英雄君)

ほかに。小林信一君。

〇議員(4番 小林 信一君)

中間クラブを代表しまして、本意見書案について、反対の討論をさせていただきます。 高校生の参政権につきまして、今、いろいろと話題になっておるところでございます。 本意見書案につきましても、校内での政治的な活動、校外での政治的な活動、こういった ものを認めるべきではないかというふうな内容だと思います。

私ども会派のほうでも、このことについては、いろいろと検討を重ねてまいりましたが、 やはり教育現場の教育の中立性、そういったものを十分に考えるべきではないかと。校内 での高校生の政治的活動、これについては、大きな課題を有すると。校外においては、本 人あるいは親、個々の責任において政治活動に参加はできるであろうと。そういうふうな 立場で論議を進めております。一律に届け出とか許可制とか、そういったもので考えるの ではなくて、許可の必要な学校は許可制にするべきではないかと。必要なしと判断された 学校は、それでよしというふうな形で、当面の間は進むべきではないかというふうな考え に至っております。

そういった意味から、今、高校生の政治的自由を求める意見書の提出については、反対すべきであるという結論に達しております。

〇議長(堀田 英雄君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第6号高校生の政治的自由を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

〇議長(堀田 英雄君)

起立少数であります。よって、意見書案第6号は否決されました。

日程第13. 意見書案第7号

〇議長(堀田 英雄君)

次に、日程第13、意見書案第7号介護職員の処遇改善を求める意見書を議題とし、提 案理由の説明を求めます。

青木孝子さん。

〇議員(6番 青木 孝子君)

介護職員の処遇改善を求める意見書案について提案説明をいたします。

年間10万人もの人が親などの介護をするために離職せざるを得ない事態を打開することは、我が国の重大課題の一つです。

安倍政権は、アベノミクス第二弾として「介護離職ゼロ」を掲げ、厚生労働省は、平成37年には約253万人の介護職員が必要になると推計しております。

介護現場では、慢性的な人手不足の中、介護職員の多くが一人夜勤などの過酷な条件で働いています。しかし、介護職員の賃金は、全産業平均の月額賃金・常勤労働者が33万3,000円に対し、ホームヘルパー22万5,000円、福祉施設介護員22万3,000円と約10万円も低く、深刻な人手不足が生まれ、利用者にも深刻な影響を与えています。

安倍政権は、介護事業者に支払われる介護報酬を2015年4月から過去最大規模に匹敵する2.27%引き下げました。しかも、介護職員処遇改善加算が1.65%、認知症高齢者対応事業所への報酬加算が0.56%見込まれていますから、それ以外の部分は4.4%もの大幅削減となりました。

政府は、介護職員の賃金は引き上げると言いますが、事務職員や理学療法士など介護職員以外の職種は対象となっていません。介護事業所の3割は赤字経営と言われており、介護報酬が大幅に削減されれば、職員の処遇改善どころか、事業所の撤退という事態にもつながりかねない状況です。

介護職員処遇改善加算・賃金を月額1万2,000円相当引き上げたとしていますが、 現場の介護職員の多くが賃上げの効果を十分に感じていないのが実態であり、実質的な大 幅賃金が求められています。

以上のことから、国民や地方自治体の負担をふやすことなく、国の責任による予算増と 賃金改善の施策を拡充すること。また、対象者は安全・安心の医療と介護のために介護職 員処遇改善加算の対象者を介護職員以外の事務職やケアマネジャーなども含めて幅広い労 働者などにも拡大することを国会・政府に求めるものです。

以上で、提案説明を終わります。皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

〇議長(堀田 英雄君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第7号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

〇議員(9番 草場 満彦君)

本意見書案の中にもあったように、国、政府としても介護職員処遇改善には取り組んでおります。今後は、さらなる拡充に期待するところであります。言葉の説明はあったんですが、本意見書案だけを読みますと、介護職員の処遇改善を求めながら、なぜ介護職員以外の方の職種への拡大を求めているのかが、この文章だけでは理解ができませんでした。よって、本意見書案には反対をいたします。

〇議長(堀田 英雄君)

ほかに、ほかにございませんか。田口澄雄君。

〇議員(7番 田口 澄雄君)

意見書に賛成の立場から討論いたします。

一つは、政府は1万2,000円の事業所の職員の給料アップを図るということでうたってるわけですけども、厚生労働省の発表でも、実施をした事業所は17.7%に過ぎません。しかも、その実施内容もベースアップではなくて、手当だとか定期昇給、それと手当の新設、アップと新設、こういったことで済まされてます。実際には、この間も非常に介護職場、その前に、4月に行われた介護報酬の引き下げによって経営難に襲われ、非常に廃業や倒産する施設がふえています。

そうしたことから、今後やっぱり介護の現場っていうのは、当然高齢化社会の中で進展してるわけですから必ず必要な職種です。ここに対する手当が余りにもなおざりっていう

のが今の日本だと思います。こうしたことを続けていくと本当にとんでもない社会を形成 することにもなりかねません。

それと、先ほどの職種の件なんですけども、職種っていうのは、例えば、介護施設には 介護職員だけではありませんで、事務職だとか、いろんな介護の専門以外の職員もいます ので、こういった方も含めて一つの施設の運営が成り立つような方向での、やはり手当を 国としても考えるべきではないかという意味での趣旨です。そういうことで、国の位置づけ、産業としての位置づけが余りにも貧弱であるということで、こうした改善を求めているところです。そういう立場から賛成といたします。

〇議長(堀田 英雄君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第7号介護職員の処遇改善を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

〇議長(堀田 英雄君)

起立多数であります。よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 意見書案第9号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第14、意見書案第9号食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書を 議題とし、提案理由の説明を求めます。

草場満彦君。

〇議員(9番 草場 満彦君)

公明党の草場満彦でございます。意見書案第9号食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書案の趣旨説明を行います。

食は、世界じゅうの人々にとって大事な限りある資源であります。世界では、全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産をされているにもかかわらず、その3分の1は無駄に捨てられています。中でも、もったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスであります。農林水産省によると、日本では、年間2,801万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの642万トンが食品ロスと推計されています。

食品ロスの半分は、事業者の流通・販売の過程の中で起き、もう半分は、家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生をしています。削減には、事業者による取り組みとともに、国民の食品ロスに対する意識啓蒙も問われてまいります。

よって、政府においては、国、地方公共団体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

- 1 食品ロス削減に向けて、削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部の設置や担当大臣を明確化すること。
- 2 加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。
- 3 飲食店での食品ロス削減に向けて、食べ切れる分量のメニューや量より質を重視したメニューの充実を推進するとともに、「飲食店で残さず食べる運動」など好事例を全国に展開すること。
- 4 家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など普及啓発を強化すること。また、学校等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られる好事例を全国的に展開すること。
- 5 フードバンクや子ども食堂などの取り組みを全国的に拡大し、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みを確立すること。さらに、災害時にフードバンク等の活用を進めるため、被災地とマッチングする必要な支援を行うこと。

以上、議員の皆様のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げ、説明を終わります。

〇議長(堀田 英雄君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第9号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案第9号食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本意見書案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 意見書案第11号

〇議長(堀田 英雄君)

次に、日程第15、意見書案第11号無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書を 議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと 思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第11号については、委員 会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案第11号無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本意見書案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 意見書案第12号

〇議長(堀田 英雄君)

次に、日程第16、意見書案第12号介護保険制度における軽度者への給付の見直しに 関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと 思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第12号については、委員 会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案第12号介護保険制度における軽度者への給付の見直しに関する意 見書を採決いたします。

お諮りいたします。本意見書案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 会議録署名議員の指名

〇議長(堀田 英雄君)

これより、日程第17、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、田口善大君 及び中野勝寛君を指名いたします。

〇議長(堀田 英雄君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、平成28年第2回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前10時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議員田口善大

議員 中野勝寛